証券コード　4679
平成28年６月３日

株主のみなさまへ

東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
株式会社　田谷
代表取締役社長　田　谷　和　正

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月20日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月21日（火曜日）午前10時(受付開始予定午前９時)

２．場　　所　　東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
当社本社ビル１階　ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第42期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.taya.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善傾向が進み景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国を始めとするアジア新興国等の景気減速に加え、為替や株価の変動懸念などもあり景気の先行き不透明な状況であります。

美容業界におきましては、物価上昇による消費者の節約志向や、業界内の店舗間競争激化、労働需給逼迫による美容師の確保難など、極めて厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社といたしましては『お客様が毎日どこでも綺麗でいていただける』ために、全社員が行動し、「すべてはお客様のために」という当社経営の原点を徹底することで、「失客を失くし増客を図り」、お客様に喜んでいただくサロンづくりを目指して、当社の持つ「お客様に対する特典」をすべてのお客様にお伝えしご利用を促し、また当社オリジナルの商品・サービス等の提供に努めてまいりました。

店舗につきましては、美容室２店舗（TAYA 神戸元町店、TAYA テラッソ姫路店）を新規出店いたしました。一方で美容室８店舗（TAYA 神戸店、TAYA 広島ACCES店、TAYA 丸井吉祥寺店、TAYA 西武春日部店、Shampoo 鶴見店、Shampoo 西武小田原店、クレージュ・サロン・ボーテ 松戸店、クレージュ・サロン・ボーテ 北大路ビブレ店）を閉鎖し、当事業年度末の店舗数は、美容室143店舗と小売店１店舗となりました。

これらの施策により、既存店ベースで入客数は前期比1.7%増、客単価も前期比1.2%増とし、既存店売上高は前期比2.9%増となりましたが、新規客の減少や来店周期の伸び等など増客面において十分な成果を上げるまでに至っておらず、当事業年度における売上高は11,843百万円（前期比0.7%増）となりました。

利益面につきましては、人件費の増加や店舗閉鎖費用等もありましたが、美容材料の適正量使用や広告宣伝費等のコスト削減に努め、営業損失は231百万円（前期は営業損失421百万円）、経常損失は228百万円（前期は経常損失409百万円）となり、赤字幅は縮小したものの、誠に遺憾ながら３期連続の赤字となりました。店舗閉鎖に伴う固定資産除却損や不採算店舗の減損損失を特別損失に計上し、一方で、所有不動産の譲渡に伴う売却益や店舗退店補償金収入を特別利益に計上したことにより、当期純損失は182百万円（前期は当期純損失892百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は230百万円で、その主たるものは、新規出店及び店舗の改装に伴う店舗設備及び敷金保証金であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 39 期 (平成25年３月期)	第 40 期 (平成26年３月期)	第 41 期 (平成27年３月期)	第 42 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　　上　　高(百万円)	12,048	11,931	11,763	11,843
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	69	△143	△409	△228
当期純損失(△)(百万円)	△47	△191	△892	△182
１株当たり当期純損失(△)(円)	△9.54	△38.30	△178.64	△36.45
総　　資　　産(百万円)	8,614	8,214	7,228	6,798
純　　資　　産(百万円)	4,260	3,959	2,958	2,776
１株当たり純資産額(円)	852.61	792.30	592.05	555.60

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、企業理念に従い年齢・性別・国籍を問わずより多くの人々に喜んでいただける環境を創造し続け、ヘアビジネスにおけるリーディングカンパニーとして、多様化する消費者ニーズや変化する消費者のライフスタイルに応え、新技術の開発、社員の教育、情報の発信、店舗の拡大及び合理的なコスト削減を継続的に実施することを重点課題とし、収益性と成長性を同時に追求できる経営を進めてまいります。

また、コンプライアンスを重視し、内部統制システムの一層の充実を図り、経済構造及び社会情勢等の経営環境の変化に対し迅速かつ柔軟に対応できるよう、企業体質の改善、強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社は、美容施術（カット、パーマ、カラー等）の提供及びヘアケア商品の販売を行う美容室等を経営しております。美容室としては、「TAYA」、「クレージュ・サロン・ボーテ」、「TAYA&CO.GINZA」、「Capelli Punto N.Y.」、「Shampoo」、「MICHEL DERVYN」のブランドによる展開を行っております。また、ヘアケア商品の販売を専門として行う小売店として「beautiful hair」がございます。

(6) 事業所（平成28年３月31日現在）

① 本社　　東京都渋谷区神宮前２-18-19
② 九州支社　福岡県福岡市博多区博多駅東１-17-25 ＫＤビル６Ｆ
③ 関西支社　大阪府大阪市北区芝田２-７-18 オーエックス梅田ビル新館８Ｆ
④ 店舗

（北海道）

クレージュ・サロン・ボーテ ススキノラフィラ店	Shampoo ススキノラフィラ店

（宮城県）

TAYA 仙台泉パークタウン タピオ店	TAYA 仙台シリウス・一番町店

（埼玉県）

TAYA 伊勢丹Ｉプラザ東浦和店	TAYA 大宮店
TAYA 大宮ステラタウン店	

（千葉県）

TAYA 本八幡店	TAYA あすみが丘店
TAYA 千葉そごう店	TAYA CRYSTAL WORLDイクスピアリ店
TAYA blue labelイトーヨーカドー八千代店	TAYA 松戸店
TAYA イオンモール津田沼店	TAYA 船橋店
TAYA 流山おおたかの森S・C店	クレージュ・サロン・ボーテ そごう柏店
クレージュ・サロン・ボーテ ミーナ津田沼店	

（東京都）

TAYA 麹町店	TAYA 九段店
TAYA 町田店	TAYA 経堂店
TAYA 赤堤店	TAYA 三軒茶屋店
TAYA つくし野店	TAYA 浜田山店
TAYA 広尾店	TAYA 青山店
TAYA 多摩センター店	TAYA 伊勢丹府中店
TAYA 自由が丘店	TAYA グランデュオ立川店
TAYA 東急百貨店吉祥寺店	TAYA 田園調布店
TAYA blue labelアルカキット錦糸町店	TAYA 西葛西店

TAYA 丸の内店
TAYA 江古田店
TAYA ルミネ池袋店
TAYA 二子玉川店
GRAND TAYA
クレージュ・サロン・ボーテ 銀座コア店
クレージュ・サロン・ボーテ 丸井錦糸町店
TAYA & CO. GINZA 自由が丘店
Capelli Punto N.Y. ルミネ町田店
Shampoo グランベリーモール南町田店
Shampoo 渋谷公園通り店
Shampoo メトロ・エム後楽園店
Shampoo 町田店
beautiful hair グランデュオ立川店
TAYA blue labelひばりが丘店
TAYA 北千住マルイ店
TAYA 祐天寺店
TAYA 中野マルイ店
クレージュ・サロン・ボーテ アトレ大井町店
クレージュ・サロン・ボーテ アトレ恵比寿店
TAYA & CO. GINZA 銀座本店
Capelli Punto N.Y. グランデュオ立川店
Shampoo 聖蹟桜ヶ丘オーパ店
Shampoo 京王八王子SC店
Shampoo 成城店
Shampoo 十条店
MICHEL DERVYN アトレ四谷店

（神奈川県）

TAYA 桂台店
TAYA 市ヶ尾店
TAYA 藤が丘店
TAYA 厚木店
TAYA 東林間店
TAYA 新百合丘オーパ店
TAYA blue labelイオンモール大和店
TAYA blue labelイトーヨーカドー湘南台店
TAYA 相模大野店
TAYA 武蔵小杉東急スクエア店
クレージュ・サロン・ボーテ 青葉台東急スクエア店
クレージュ・サロン・ボーテ イオン新百合ケ丘店
クレージュ・サロン・ボーテ 横須賀モアーズシティ店
Shampoo 元住吉店
Shampoo あざみ野ガーデンズ店
TAYA 青葉台店
TAYA あざみ野店
TAYA もえぎ野店
TAYA たまプラーザ店
TAYA 伊勢丹相模原店
TAYA 横浜元町店
TAYA 大和店
TAYA blue labelトレアージュ白旗藤沢本町店
TAYA シアル鶴見店
TAYA 溝の口店
クレージュ・サロン・ボーテ たまプラーザ店
クレージュ・サロン・ボーテ クイーンズイースト横浜店
TAYA & CO. GINZA あざみ野三規庭店
Shampoo 綱島店

（新潟県）

TAYA 万代シテイビルボードプレイス店
Shampoo 新潟店

（岐阜県）

Shampoo 岐阜オーキッドパーク店

（愛知県）

TAYA 栄店
クレージュ・サロン・ボーテ イオンモール熱田店

（三重県）

Shampoo イオンモール四日市北店

（京都府）

TAYA ジェイアール京都伊勢丹店
TAYA ミーナ京都店
Shampoo 京都四条店

（大阪府）

TAYA 心斎橋店
クレージュ・サロン・ボーテ ハービスPLAZA店
クレージュ・サロン・ボーテ 近鉄上本町店
Capelli Punto N.Y. あべのHoop店
Shampoo イオン北千里店
Shampoo 泉佐野店
Shampoo コムボックス光明池店
MICHEL DERVYN ハービスPLAZAエント店

（兵庫県）

TAYA アスピア明石店
TAYA 尼崎店
TAYA 神戸元町店
TAYA テラッソ姫路店
クレージュ・サロン・ボーテ 明石ビブレ店
Shampoo 加古川ヤマトヤシキ店

（広島県）

TAYA 広島本通店
TAYA 福山天満屋店

（福岡県）

TAYA けやき通り店
TAYA 長住店
TAYA 香椎店
TAYA 春日店
TAYA 藤崎店
TAYA 博多ハイアット店
TAYA 小倉アイム店
TAYA 大橋店
TAYA 小倉魚町店
TAYA ステーションホテル小倉店
TAYA 黒崎井筒屋店
TAYA フォレオ博多店
TAYA 天神店
クレージュ・サロン・ボーテ 天神店
クレージュ・サロン・ボーテ キャナルシティ博多店
クレージュ・サロン・ボーテ 天神今泉店
Shampoo 中間店
Shampoo 宗像店
Shampoo メイト黒崎店
Shampoo 天神西通り店
Shampoo 西新店
Shampoo リバーウォーク北九州店

（長崎県）

Shampoo 長崎夢彩都店

（熊本県）

TAYA 熊本光の森店
クレージュ・サロン・ボーテ 熊本下通店

（大分県）

Shampoo イオンモール三光店
Shampoo パークプレイス大分店

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,543(181)名	△36（△1)名	29.2歳	6.7年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の各月末日在籍者の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	753百万円
株式会社みずほ銀行	362
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	199
株式会社伊予銀行	111
株式会社商工組合中央金庫	52

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　16,000,000株

(2) 発行済株式の総数　5,100,000株

(3) 株主数　9,568名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社ティーズ	1,627千株	32.5%
田谷哲哉	152	3.0
株式会社赤城自動車教習所	136	2.7
佐藤桂子	69	1.3
ＴＡＹＡ社員持株会	67	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	58	1.1
田谷和正	57	1.1
浜野統一	57	1.1
田谷仁	50	1.0
住友生命保険相互会社	40	0.8
日本生命保険相互会社	40	0.8

（注）　当社は、自己株式を102,946株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田　谷　哲　哉	
代表取締役社長	田　谷　和　正	
取締役副社長執行役員	保　科　匡　邦	人事部長
取締役副社長執行役員	田　代　久　士	経営企画推進室長
専務取締役執行役員	竹　知　城　治	営業部長兼営業部第1グループ長
専務取締役執行役員	上　原　俊　晴	技術教育部長
常務取締役執行役員	田　谷　光　正	管理部長兼管理部総務グループ長
取締役執行役員	水　上　俊　郎	営業部関西支社長
取締役執行役員	新　藤　和　久	マーケティング部長
取締役執行役員	佐　藤　陽　子	営業部九州支社長
取　締　役	三　亀　孝　雄	
常勤監査役	石　川　英　夫	
常勤監査役	城　本　孝　二	
監　査　役	野　田　宗　典	弁護士
監　査　役	田　島　克　夫	公認会計士
監　査　役	高　橋　順　子	税理士

（注）１．取締役三亀孝雄氏は、社外取締役であります。
２．監査役のうち野田宗典氏、田島克夫氏及び高橋順子氏は社外監査役であります。
３．当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

執行役員	似鳥昭司	管理部システムグループ長
執行役員	露木康雄	管理部経理グループ長

４．監査役田島克夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．監査役高橋順子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は、取締役三亀孝雄氏、監査役野田宗典氏、田島克夫氏及び高橋順子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7．社外取締役知久信義氏は、平成27年８月31日を以て一身上の都合により辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	12名 (2)	166百万円 (3)
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	23 (7)
合　　計	17	189

（注）１．上記の社外取締役の報酬等の額には、事業年度中に退任した社外取締役１名の在任中の報酬等が含まれております。
２．取締役の報酬限度額は、平成５年11月21日開催の第19期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成８年６月26日開催の第22期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況
取締役	三亀孝雄	平成27年６月16日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。
取締役	知久信義	平成27年６月16日就任以降、平成27年８月31日退任までに開催された取締役会３回のうち３回に出席いたしました。
監査役	野田宗典	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会６回のうち６回に出席いたしました。
監査役	田島克夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会６回のうち６回に出席いたしました。
監査役	高橋順子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち７回、監査役会６回のうち５回に出席いたしました。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役三亀孝雄氏は、長年に亘る銀行勤務での豊富な知識、経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役知久信義氏は、多数の顧問経験の知識、経験を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。

監査役野田宗典氏は弁護士の見地から、監査役田島克夫氏は公認会計士の見地から、また監査役高橋順子氏は税理士の見地からそれぞれ意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会におきましても適宜必要な発言を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　普賢監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が、平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１） 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、平成27年７月６日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システムの基本方針）を一部改定する決議をいたしました。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 企業活動の基本方針

当社は、次の企業理念を掲げ、経営の基本方針としております。

【企業理念】
『すべての人に夢と希望を与え、社会に貢献する』
その意味で４つの「Ｓ」を満足できるレベルで実現し、信頼される企業となる
ＥＳ　社員満足
ＣＳ　お客様満足
ＩＳ　株主満足
ＳＳ　社会貢献

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「ＣＲ(コンプライアンス・リスク)管理委員会」を設け、『企業理念』の下、日ごろの職務執行の指針となる『TAYA行動規範』を明確に策定し、すべての役員及び従業員が、これをよく理解し、健全な企業風土の構築に努めております。「ＣＲ管理委員会」は、コンプライアンス体制の推進のため、役員及び従業員に教育、研修を行い、また、モニタリングにより、実施状況を把握し以後の対応方針を決定しております。

コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、人事部が窓口となって、通報者の保護を徹底した内部通報制度（アソシエートホットライン）を運用しております。

当社は、社長直轄の「経営企画部」に「内部監査課」を設置し、業務活動全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法令・社内規程の遵守状況等について定期的に内部監査を実施し、業務の改善に

向け、具体的な助言、勧告を行い、監査結果を社長に報告しております。また、役員及び従業員は、内部監査課が内部監査を行う際、不当な制約をしてはならないことになっております。

③　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文章管理規程」等の社内規程に基づき保存及び管理をしております。

また、お客様や役員及び従業員等の個人情報保護に関しては、基本方針（プライバシーステートメント）を策定し、社内外に明らかにするとともに、「ＣＰ(コンプライアンス・プログラム)運営委員会」を設け、適正な情報管理を常に心がけております。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織を「ＣＲ管理委員会」として、危機管理に関する規程を整備し、その運用を図っております。

不測の事態が発生した場合には、社長指揮の下、対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えてまいります。

⑤　取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、月1回の定例取締役会の他、適宜必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、任期を1年としております。また、「経営の意思決定」「執行監督機能」と「業務執行機能」を分離し、それぞれの機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、「内部監査課」課員に監査役の職務遂行の補助を委嘱しております。

⑦　前項使用人の取締役からの独立性に関する事項及び指示の実効性の確保に関する事項

「内部監査課」に配置する従業員への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・考課は、事前に監査役の承認を得ております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制とその他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実・不正もしくは法令・定款違反等について、直ちに監査役に報告します。従業員は、内部通報制度により、不正・違反行為を人事部長宛てに通報します。内部通報を受けた人事部長は、社長（ＣＲ管理委員会）へ報告すると同時に監査役へ報告することとしております。なお、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、通報者の保護を徹底しております。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに応じております。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、ＣＲ管理委員会、ＣＰ運営委員会、経営戦略会議、事業推進会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、いつでも取締役又は従業員に説明・報告を求めることができます。

また、監査役は、会計監査人から会計監査内容、内部監査課から内部監査内容について説明を受けるとともにそれぞれとの情報交換を行い緊密な連携を図っております。

⑪　財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告の適正性を確保し、適切な開示を行うため、内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備しております。

⑫　反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、さらに不当要求等の介入を断固拒否し、警察等関係機関及び顧問弁護士とも連携し、毅然と対応してまいります。

（２）　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前述の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システムの基本方針）を策定し、取締役会において経営上の新たなリスク、対処すべき課題について検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、ＣＲ管理委員会、ＣＰ運営委員会、経営戦略会議、事業推進会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、いつでも取締役又は従業員に説明・報告を求めております。また、会計監査人から会計監査内容、内部監査課から内部監査内容について説明を受けるとともにそれぞれとの情報交換を行い緊密な連携を図っております。

また、内部監査課に所属する４名の内部監査人が、常時当社の諸業務が社内規程等に準拠し合法的かつ効率的に行われているかについて内部監査を実施し、改善すべき点の指摘・勧告、更には改善策の助言を行い、業務の質や効率の向上を図っております。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業容の拡充に努めるとともに、株主の皆様に対し安定的な配当を継続して実施しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。内部留保金は、企業価値の最大化に向けて、財務体質の強化を図るとともに、今後の事業拡充のための資金に充当し、株主の皆様のご期待にお応えしてまいります。

しかしながら、当期の業績を鑑み、誠に遺憾ながら当期の期末配当金は無配とさせていただく予定でおります。

また、全社一丸となって早期の業績回復を図ってまいりますが、次期の期末配当金につきましては、現時点では未定とさせていただきます。今後予想が可能となりました段階で速やかに公表いたします。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,375,845**	**流動負債**	**2,595,172**
現金及び預金	1,539,061	支払手形	368,082
売掛金	529,700	買掛金	76,605
商品	81,200	短期借入金	101,800
美容材料	34,974	１年内償還予定の社債	40,000
貯蔵品	14,968	１年内返済予定の長期借入金	688,102
前払費用	115,087	リース債務	18,470
その他	61,177	未払金	143,500
貸倒引当金	△324	未払費用	495,480
固定資産	**4,422,746**	未払法人税等	95,717
有形固定資産	**2,546,124**	未払消費税等	228,713
建物	1,300,277	前受金	62
構築物	2,861	預り金	34,810
工具、器具及び備品	374	賞与引当金	213,195
土地	1,193,505	資産除去債務	5,049
リース資産	49,106	その他	85,581
無形固定資産	**35,875**	**固定負債**	**1,427,074**
ソフトウェア	3,578	社債	20,000
リース資産	2,199	長期借入金	744,356
その他	30,097	リース債務	32,751
投資その他の資産	**1,840,746**	繰延税金負債	10,053
出資金	119	退職給付引当金	415,516
長期貸付金	865	資産除去債務	202,380
長期前払費用	24,101	その他	2,015
敷金及び保証金	1,806,505	**負債合計**	**4,022,247**
その他	9,155	（純資産の部）	
貸倒引当金	△1	**株主資本**	**2,776,344**
		資本金	**1,480,180**
		資本剰余金	**1,702,245**
		資本準備金	1,702,245
		利益剰余金	**△246,583**
		利益準備金	66,920
		その他利益剰余金	△313,503
		繰越利益剰余金	△313,503
		自己株式	**△159,497**
		純資産合計	**2,776,344**
資産合計	**6,798,592**	**負債純資産合計**	**6,798,592**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,843,613**
売上原価		**10,571,504**
売上総利益		**1,272,109**
販売費及び一般管理費		**1,503,686**
営業損失		**231,576**
営業外収益		
受取利息	536	
有価証券利息	31	
不動産賃貸料	10,363	
受取補償金	6,000	
その他	22,940	39,871
営業外費用		
支払利息	21,218	
社債利息	577	
不動産賃貸費用	7,750	
その他	7,451	36,998
経常損失		**228,703**
特別利益		
固定資産売却益	103,868	
退店補償金	26,899	130,768
特別損失		
固定資産除却損	15,313	
減損損失	11,969	27,283
税引前当期純損失		**125,217**
法人税、住民税及び事業税	59,070	
法人税等調整額	△2,150	56,919
当期純損失		**182,137**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,480,180	1,702,245	1,702,245	66,920	560,000	△691,365	△64,445
当期変動額							
別途積立金の取崩					△560,000	560,000	－
自己株式の取得							
当期純損失						△182,137	△182,137
当期変動額合計	－	－	－	－	△560,000	377,862	△182,137
当期末残高	1,480,180	1,702,245	1,702,245	66,920	－	△313,503	△246,583

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△159,489	2,958,489	2,958,489
当期変動額			
別途積立金の取崩		－	－
自己株式の取得	△7	△7	△7
当期純損失		△182,137	△182,137
当期変動額合計	△7	△182,145	△182,145
当期末残高	△159,497	2,776,344	2,776,344

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・美容材料　主として移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　最終仕入原価法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８～60年

器具備品　３～10年

なお、「定期賃貸借契約」による建物については、耐用年数を個別の定期賃貸借期間によって償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売掛債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した事業年度に全額費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	317,574千円
土地	1,133,514千円
敷金及び保証金	240,275千円
合計	1,691,364千円

上記物件は、借入金1,342,299千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,052,839千円

(3) 保証債務

一部の賃貸借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で締結した代預託契約に基づく貸主の金融機関に対して負う預託金の返還債務に対する保証　47,267千円

(4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	250,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	250,000千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	5,100	－	－	5,100

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	102	0	－	102

（注）自己株式の数の増加は、全て単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備計画に照らして、設備に必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。余資は元本が保証されている定期預金及び一定以上の格付を取得した債券を対象にして運用しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、敷金及び保証金については取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金、社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としており一定期間毎に定額で返済または償還しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、事業部門における営業グループ、支社が各々統括する主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理グループにおいて毎月取引先毎に期日及び残高を管理することによって、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

定期預金については、高格付の銀行との取引のみとしており、有価証券及び投資有価証券については高格付の債券のみとしているために、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する銀行に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

債券については、定期的に時価を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告することになっております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	1,539,061	1,539,061	－
② 売掛金	529,700	529,700	－
③ 敷金及び保証金	1,806,505	1,806,225	△280
資産計	3,875,267	3,874,986	△280
① 支払手形	368,082	368,082	－
② 買掛金	76,605	76,605	－
③ 短期借入金	101,800	101,800	－
④ 未払金	143,500	143,500	－
⑤ 未払法人税等	95,717	95,717	－
⑥ 未払消費税等	228,713	228,713	－
⑦ 社債	60,000	60,392	392
⑧ 長期借入金	1,432,458	1,443,666	11,208
⑨ リース債務	51,222	50,537	△684
負債計	2,558,100	2,569,017	10,916

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、賃貸借先別にそのキャッシュ・フローを残存期間に応じた国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

① 支払手形、② 買掛金、③ 短期借入金、④ 未払金、⑤ 未払法人税等、

⑥ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 社債

時価については、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率及び保証料で割り引いた現在価値により算定しております。なお、１年内償還予定の社債を社債に含めております。

⑧ 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、１年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めております。

⑨ リース債務

時価については、未経過リース料の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務は流動負債及び固定負債の合計額であります。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,539,061	－	－	－
売掛金	529,700	－	－	－
合計	2,068,761	－	－	－

※敷金及び保証金については償還予定が確定していないため記載しておりません。

３．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の償還額及び返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	101,800	－	－	－	－	－
社債	40,000	20,000	－	－	－	－
長期借入金	688,102	293,099	241,419	137,590	53,034	19,214
リース債務	18,470	11,362	9,283	7,135	3,421	1,548
合計	848,372	324,461	250,702	144,725	56,455	20,762

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

（繰延税金資産）	
賞与引当金	65,280
繰越欠損金	154,153
減損損失	21,962
退職給付引当金	127,231
資産除去債務	63,514
その他	43,849
繰延税金資産小計	475,992
評価性引当額	△475,992
繰延税金資産合計	－
（繰延税金負債）	
資産除去債務	△10,053
繰延税金負債合計	△10,053
繰延税金負債の純額	△10,053

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は526千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具及び備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	555円60銭
(2) １株当たり当期純損失	36円45銭

８．資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

美容室店舗の建物賃貸借契約のうち定期賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

定期賃貸借契約の物件について取得から定期賃貸借契約期間で見積り、割引率は定期賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	223,034千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,404
時の経過による調整額	742
資産除去債務の履行による減少額	△30,439
その他の増加額	5,686
期末残高	207,429

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する美容室店舗等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、定期賃貸借契約以外の賃貸借契約のうち、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく現時点で移転等も予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社　田　谷　　平成28年５月18日

取締役会御中

普賢監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒木正博　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　坂本恒夫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田谷の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

株式会社　田　谷　監査役会

常勤監査役　石　川　英　夫　㊞

常勤監査役　城　本　孝　二　㊞

社外監査役　野　田　宗　典　㊞

社外監査役　田　島　克　夫　㊞

社外監査役　高　橋　順　子　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

１．変更の理由

（１）　平成28年４月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示のとおり、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことにより、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。

（２）　当社の取締役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で免除できる旨を定めるため、定款第31条第１項を新設するものであります。なお本件につきましてはあらかじめ監査役全員の同意を得ております。

（３）　その他、字句の修正及び上記内容に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しています。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
第４条（機関）	第４条（機関）
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会	１．取締役会
２．監査役	２．監査等委員会
３．監査役会	（削除）
４．会計監査人	３．会計監査人
第５条～第６条（条文省略）	第５条～第６条（現行どおり）
第７条（自己株式の取得）	第７条（自己株式の取得）
当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
第８条（条文省略）	第８条（現行どおり）
第９条（単元未満株主の権利制限）	第９条（単元未満株主の権利制限）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利	１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利
２．取得請求権付株式の取得を請求する権利	２．取得請求権付株式の取得を請求する権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	３．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第10条（株主名簿管理人）	第10条（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。	当会社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
第11条～第18条（条文省略）	第11条～第18条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は、12名以内とする。	第19条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。
（新設）	②当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、３名とする。
第20条（取締役の選任） 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②取締役の選任決権は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 ③当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第20条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 ④会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第22条（代表取締役および役付取締役） 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第22条（代表取締役および役付取締役） 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。
（新設）	②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
②当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長１名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	③取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第23条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第26条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第27条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	第27条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	第28条（業務執行の決定の取締役への委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第29条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条（取締役会規則） 当会社の取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。	第30条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
第30条（取締役の責任免除） （新設）	第31条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。	②当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
第31条（監査役の員数） 当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
第32条（監査役の選任） 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決権は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	（削除）
第33条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第34条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
第35条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第36条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第32条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第37条（監査役会の決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第33条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第38条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第34条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第39条（監査役会規則） 当会社の監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	第35条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第40条（監査役の責任免除） 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。	（削除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第41条～第42条（条文省略）	第36条～第37条（現行どおり）
第43条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第38条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第７章　計算	第７章　計算
第44条～第47条（条文省略）	第39条～第42条（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第42期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（11名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役会における意思決定が機動的に行えるようにするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	たや　かずまさ 田谷　和正 （昭和42年７月７日）	昭和63年４月　株式会社日本旅行入社 平成３年６月　当社入社 平成８年６月　当社取締役クレージュサロン営業部長 平成９年６月　当社常務取締役クレージュサロン営業部長 平成15年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	57,520株
2	ほしな　まさくに 保科　匡邦 （昭和33年１月22日）	昭和56年４月　当社入社 平成５年２月　当社取締役 平成７年７月　当社常務取締役営業本部長 平成９年６月　当社専務取締役営業本部長 平成15年４月　当社取締役副社長東日本営業本部長 平成16年４月　当社取締役第一営業本部長兼第一営業本部第一営業部長 平成17年４月　当社取締役九州支社長 平成18年６月　当社取締役専務執行役員九州支社長 平成21年４月　当社取締役専務執行役員技術教育部長 平成25年４月　当社取締役副社長執行役員人事部長 平成28年４月　当社取締役副社長 現在に至る	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	たしろ　ひさし 田代久士 （昭和33年10月９日）	昭和63年10月　株式会社日本レジホンシステムズ入社 平成４年４月　当社入社 平成７年６月　当社取締役経営企画室長 平成９年６月　当社常務取締役社長室長 平成15年４月　当社取締役副社長経営企画室長 平成16年４月　当社取締役経営企画室長 平成17年４月　当社取締役経営企画推進室長 平成18年６月　当社取締役専務執行役員経営企画推進室長 平成20年４月　当社取締役専務執行役員経営戦略室長 平成21年４月　当社取締役専務執行役員経営企画推進室長 平成25年４月　当社取締役副社長執行役員経営企画推進室長 平成28年４月　当社取締役副社長 現在に至る	9,000株
4	たけち　じょうじ 竹知城治 （昭和36年７月20日）	昭和56年４月　当社入社 平成８年６月　当社取締役エリア支配人 平成15年４月　当社常務取締役Shampoo営業本部長 平成16年４月　当社取締役第二営業本部長兼第二営業本部第一営業部長 平成17年４月　当社取締役マーケティング部長 平成18年６月　当社取締役常務執行役員マーケティング部長 平成25年４月　当社専務取締役執行役員営業部長 平成26年４月　当社専務取締役執行役員営業部長兼営業部第１グループ長 平成28年４月　当社専務取締役 現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	たや　みつまさ 田谷　光正 （昭和44年５月21日）	平成４年４月　住銀リース株式会社入社 平成11年４月　当社入社 平成12年６月　当社取締役商事部長 平成13年４月　当社取締役営業本部西日本支社長 平成15年４月　当社取締役管理本部長兼管理本部総務部長 平成17年４月　当社取締役総務部長 平成18年６月　当社常務執行役員総務部長 平成21年４月　当社常務執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 平成21年６月　当社取締役常務執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 平成25年６月　当社常務取締役執行役員管理部長兼管理部総務グループ長 平成28年４月　当社常務取締役 現在に至る	24,390株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※1	いしかわ　ひでお 石川　英夫 （昭和32年３月２日）	昭和53年３月　当社入社 平成18年６月　当社執行役員第三事業部長 平成21年４月　当社執行役員営業部営業管理グループ長 平成23年６月　当社常勤監査役 現在に至る	5,000株
※2	みかめ　たかお 三亀　孝雄 （昭和24年３月９日）	昭和47年４月　株式会社第一勧業銀行入行 平成６年５月　同行原宿支店長 平成８年４月　同行静岡支店長 平成10年９月　同行審査部審査役 平成12年４月　同行池袋西口支店長 平成14年４月　株式会社第一勧銀情報システム取締役企画本部長兼人事総務副本部長 平成16年10月　株式会社みずほ情報総研執行役員人事部副部長 平成20年６月　株式会社キュービタス常勤監査役 平成27年６月　当社取締役（社外） 現在に至る	―株
※3	たじま　かつお 田島　克夫 （昭和33年５月12日）	昭和62年８月　公認会計士登録 昭和63年８月　公認会計士田島事務所設立 平成18年６月　当社監査役（社外） 現在に至る	―株

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．三亀孝雄氏及び田島克夫氏は、社外取締役候補者であります。

4．三亀孝雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

5．三亀孝雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）、田島克夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ております。選任をご承認いただいた場合、両氏とも改めて東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定する予定であります。

6．社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりとなります。

（1）三亀孝雄氏は、銀行勤務で培われた豊富な知識、経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（2）田島克夫氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた豊富な知識、経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

7．当社と、三亀孝雄氏及び田島克夫氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また、両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役の就任順位は、野田宗典氏を第１順位、高橋順子氏を第２順位といたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※１	のだ　むねすけ 野田宗典 （昭和６年４月３日）	昭和34年４月　弁護士登録 昭和41年１月　野田法律弁護士事務所設立 平成10年６月　当社監査役（社外） 現在に至る	－株
※２	たかはし　じゅんこ 高橋順子 （昭和10年11月15日）	昭和40年12月　税理士登録 昭和41年４月　大野税務会計事務所設立 平成19年６月　当社監査役（社外） 現在に至る	－株

（注）１．※印は、新任の補欠の監査等委員である取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．野田宗典氏、高橋順子氏は補欠の社外取締役候補者であります。

４．補欠の社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりとなります。

（１）野田宗典氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた豊富な知識、経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（２）高橋順子氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として培われた豊富な知識、経験等を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

５．野田宗典氏、高橋順子氏が社外取締役に就任した場合には、当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成５年11月21日開催の第19期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただき今日に至っております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、５名となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役田谷哲哉氏、上原俊晴氏、水上俊郎氏、新藤和久氏、佐藤陽子氏及び監査役城本孝二氏は退任いたします。つきましては、その在任中の労に報いるため、当社内規に基づき、退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

退職慰労金の具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

なお、退職慰労金の総額は、当社内規に基づき584万円といたします。　退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
田　谷　哲　哉	平成26年６月　当社代表取締役（現任）
上　原　俊　晴	平成20年６月　当社取締役（現任）
水　上　俊　郎	平成25年６月　当社取締役（現任）
新　藤　和　久	平成25年６月　当社取締役（現任）
佐　藤　陽　子	平成26年６月　当社取締役（現任）
城　本　孝　二	昭和60年11月　当社取締役 平成26年６月　当社監査役（現任）

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
当社本社ビル１階　ホール
電話　03－5772－8402

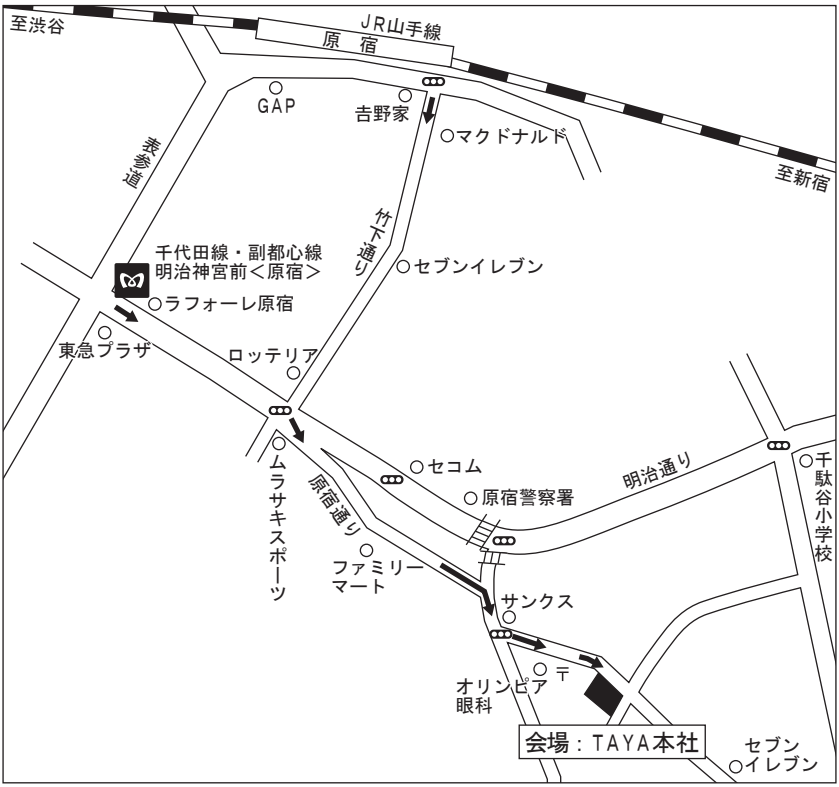

・ＪＲ山手線原宿駅竹下口より徒歩約12分
・東京メトロ千代田線・副都心線明治神宮前＜原宿＞駅５番出口より徒歩約10分
・お車でのご来場はご遠慮ください。